

自動車駐車場管理運営事業者募集要項

本市では、「歳入確保に係る基本方針」を掲げ、その中で行政財産の目的外使用や貸付を積極的に行い、歳入の確保を図ることとしています。

都市基盤部では、以下の土地について効果的な活用を図るため、不特定多数の一時的駐車需要に対応する駐車場の用途に供することにしたので、その使用事業者を募集します。

1 公募物件の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び豊中市財産条例（昭和39年条例第9号）の規定に基づき、次の物件の行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」といいます。）を行います。

事業内容は別添「自動車駐車場管理運営事業者募集に関する仕様書」のとおりとします。なお、下表の公募物件を一括で管理運営できる事業者を公募します。

| 所在地 (住居表示) | 使用面積 及び部分 | 最低使用料 (年額) | 使用許可 開始日 |
|---------------|--------------|---------------|------------------|
| 豊中市寺内2丁目323番 | 1,294㎡ | 34,004,000円 | 令和6年4月1日 (予定) |
| 豊中市東寺内町318番 | 1,077㎡ | 10,081,000円 | 令和6年4月1日 (予定) |

2 応募資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす法人等に限り応募することができます。

- ① 最近2年間において、継続して駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。
- ② 最近2年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- ④ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- ⑦ 応募申込書の提出日において、豊中市指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

- ⑨ 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）
- ⑪ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑫ 本募集要項及び別添「自動車駐車場管理運営事業者募集に関する仕様書」の内容を遵守できること。

3 応募申込手続

(1) 応募申込の受付日時

令和6年2月2日（金）～令和6年2月22日（木）

※受付時間については、9時から17時までとし、12時から13時までは除きます。

(2) 応募申込の受付場所

豊中市役所都市基盤部交通政策課
（第二庁舎4階）

(3) 応募申込に必要な書類（各1部用意してください）

- ① 応募申込書（本市所定様式）
 - ② 応募に係る誓約書（本市所定様式）
 - ③ 価格提案書（本市所定様式、年額を記入）
 - ④ 印鑑証明書
 - ⑤ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明
 - ⑥ 直近1年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出してください。）
 - ⑦ 直近1年度分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
 - ⑧ 定款又は寄付行為（直近のものとしします。）
 - ⑨ 事業者の概要
 - ア 会社概要（事業種目、事業所、所在地及び従業員数、駐車場箇所数等）
 - イ 最近1年間の貸借対照表、損益計算書及び会社等の実績
- ※ ④・⑤・⑥・⑦については、発行後3ヶ月以内に限りします。写し可。

(4) 応募申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
（郵送ならびに電話、FAX、メールによる受付は行いません。）

4 質疑書の提出及び回答

(1) 提出期限 令和6年2月9日（金）15時00分 必着

(2) 提出方法 郵送（必着）もしくはメールにより書面（本市所定様式）にて提出して

ください。（持参並びに電話、FAXによる受付は行いません。）

(3) 提出先 〒561-0854

豊中市中桜塚3丁目1番1号

第二庁舎4階 豊中市都市基盤部交通政策課 交通企画係

e-mail: koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp

(4) 回答方法 質疑内容を整理したうえで、令和6年2月16日（金）（予定）に市ホームページに回答を掲載します。

5 現地確認について

公募対象物件及びその周辺を応募前に必ず確認してください。その際、市の職員の立会い等を行いませんので、各事業者により実施してください。

なお、現地確認の際は深夜及び早朝時間帯を避けるなど、近隣住民等の迷惑にならないよう配慮してください。

6 事業予定者の選定

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業予定者の選定対象とします。

(2) 価格提案の審査

公募物件に対し、本市が設定する最低価格以上の額で、かつ提案価格について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、事業予定者とします。なお、提案価格について最高の金額に応募が2人以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。

(3) 事業予定者の通知等

事業予定者の決定は、令和6年2月下旬の予定とし、その決定後、本市ホームページに決定金額及び事業予定者の法人・個人の区分、名称を掲載します。また、事業者決定の公表の際、提案事業者と提案金額一覧を公表しますのでご了承ください。

事業予定者は、目的外使用許可の申込み手続きを行い、本市から使用許可を受けて正式に事業予定者となります。

7 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募者の記名押印がないもの。
- ③ 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- ④ 応募者が2以上の価格提案したときは、その全部のもの。
- ⑤ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑥ 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- ⑦ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑧ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

8 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、事業予定者決定後、豊中市物品等入札参加資格の認定を受けた上で細部についての協議を行い、行政財産使用許可申請を行っていただきます。（今年度における許可条件は別添の通り）当該申請に対し許可条件を付した上で、行政財産の使用を許可します。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

9 事業予定者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業予定者としての決定を取り消します。なお、事業予定者としての決定が取り消された場合、次点の金額で応募申し込みを行った者を事業予定者とします。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 事業予定者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 事業予定者が豊中市物品等入札参加資格の認定を受けられなかった場合。
- ④ その他事業予定者が使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

10 その他

- ① 使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業予定者の負担とします。
- ② 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ③ 現駐車場運営に関する売上や利用実績等は当市で把握しておりません。

11 募集に関する問い合わせ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号（第二庁舎4階）

豊中市都市基盤部交通政策課交通企画係

電話：（06）6858-2340